

## 新名寄市病院事業改革プラン策定検討会議設置要綱

### (目的)

第1条 「新名寄市病院事業改革プラン」(以下「新プラン」という。)の策定に向け、幅広い観点から内容の検討を行うため、「新名寄市病院事業改革プラン策定検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 病院事業の経営改善に向けた取り組みおよび効率化に関すること。
- (2) 病院事業が担う地域の再編・ネットワーク化を踏まえた医療機能の方向性に関すること。
- (3) 病院事業の経営形態の見直しに関すること。
- (4) 地域医療構想を踏まえた各病院の役割及びあり方に関すること。
- (5) その他新プランの策定に必要な事項に関すること。

### (設置期間)

第3条 検討会議の設置期間は、平成27年10月1日から平成29年3月31日までとする。

### (組織)

第4条 検討会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 病院関係者
- (2) 市長部局関係者

3 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 検討会議に座長を置く。

- (1) 座長は、委員の互選により定める。
- (2) 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

### (会議の運営等)

第6条 検討会議の会議は、座長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

3 座長が不在の時は、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 座長は、必要があると認める時は、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (報酬及び旅費)

第7条 委員以外の院外有識者が、座長の依頼により検討会議の意見聴取に従事したと

きは、名寄市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 43 号）の規定により支給する。

- 2 院外有識者は、検討会議の意見聴取に従事するために、会議に出席し、又は旅行したときは、名寄市職員等の旅費に関する条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 52 号）に基づき、旅費を支給する。

（庶務）

第 8 条 検討会議の事務局は、名寄市立総合病院事務部総務課に置く。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。